

デジタル特定ラジオマイクの技術的条件等に係る無線設備規則の一部を改正する省令案等に対して寄せられた御意見と

それに対する総務省の考え方

(意見募集期間：平成 25 年 6 月 8 日～同年 7 月 8 日)

整理 番号	提出された御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>別添 4 は、「イヤー・モニター用ラジオマイク」を「舞台上使用するモニタースピーカーに出力される音声その他の音響の伝送を行うラジオマイク」と定義しています。</p> <p>ここで、仮に「その他の」による例示である文言が「舞台上使用するモニタースピーカーに出力される音声」であるとすると、例示は法的には大きな意味がないと解されることから、前記の定義の核心は、「音響の伝送を行うラジオマイク」になると解されます。しかし、これでは、音響の伝送を行わないラジオマイクというものは存在しないと思われることから、解釈として不合理です。</p> <p>このため、「その他の」は、「モニタースピーカーに出力される音声」のみにかかり、「舞台上使用する」にはかからないと解するべきだと思います。</p> <p>したがって、前記の定義の核心は、「舞台上使用するラジオマイク」になると解するべきだと思います。</p> <p>よって、「舞台」以外で使用するラジオマイクは、別添 4 に規定する「イヤー・モニター用ラジオマイク」に当たらないと解するべきだと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>・イヤー・モニター用ラジオマイクは、演奏者が演奏のために必要な音響（音声含む。）を伝送するものであって、イヤー・モニター用ラジオマイクを用いない場合には、これらの音響はモニタースピーカーから出力されているものです。</p> <p>したがって、イヤー・モニター用ラジオマイクの定義は、原案のとおりが適切と考えます。</p>